





通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会  
～ヒアリング資料～

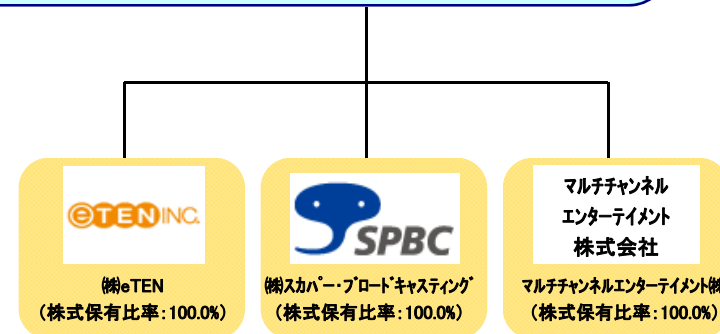
2008年10月21日

スカパーJSAT株式会社

# スカパーJSATグループ概要

	会社名	株式会社スカパーJSATホールディングス
	設立	2007年4月2日（同日 東京証券取引所 市場第1部 上場）
	資本金	100億円
	連結売上高	1,214億円（2008年3月期）
	主要株主	伊藤忠商事、ソニー・放送メディア、フジテレビジョン、NTTコミュニケーションズ、住友商事、日本テレビ放送網、東京放送、他

	会社名	スカパーJSAT株式会社
	主な事業内容	CSデジタル放送のプラットフォーム事業及び衛星事業
	資本金	50,083百万円
	株主	株式会社スカパーJSATホールディングス（100%）



主なグループ会社

 (株)衛星ネットワーク (株式保有比率:92.0%)	 (株)オプティキャスト (株式保有比率:100.0%)	 (株)オプティキャスト・マーケティング (株式保有比率:51.0%)	 (株)ケーブルテレビ足立 (株式保有比率:77.3%)
 JSAT MOBILE Communications(株)	 (株)データネットワークセンター (株式保有比率:51.0%)	 JSAT International Inc. (株式保有比率:100.0%)	 Horizons Satellite Holdings LLC (株式保有比率:50.0%)


## 基本的考え方

当社グループは「多チャンネル放送サービス事業」を、  
様々な伝送路・レイヤーで行っている

その結果、当社事業は、「縦割り」の体系の中で各種法律の適用を受けており、お客様から見て同じ多チャンネル放送サービスであっても、それぞれ違った規律が適用され、競合企業との間で競争条件が違っている。

今後の法体系を検討するにあたっては、同様のサービスを行う企業間の競争条件を同一とすることで、健全な競争環境が整うことを希望する。

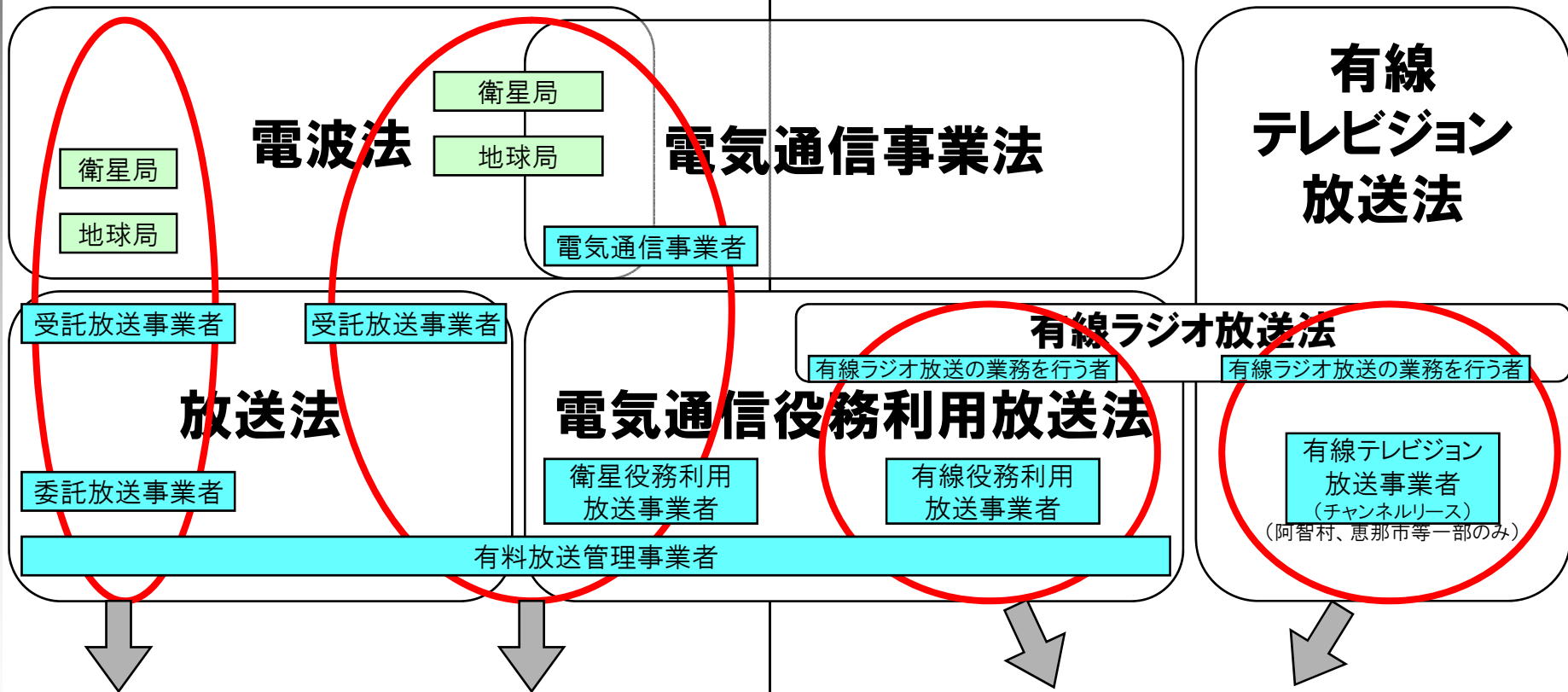
# スカパー事業に関する主な法律

 :スカパーJSATとして、手続きを行っているもの

## <衛星放送>

110度CS

124/128度CS



## <有線放送>

### 有線 テレビジョン 放送法

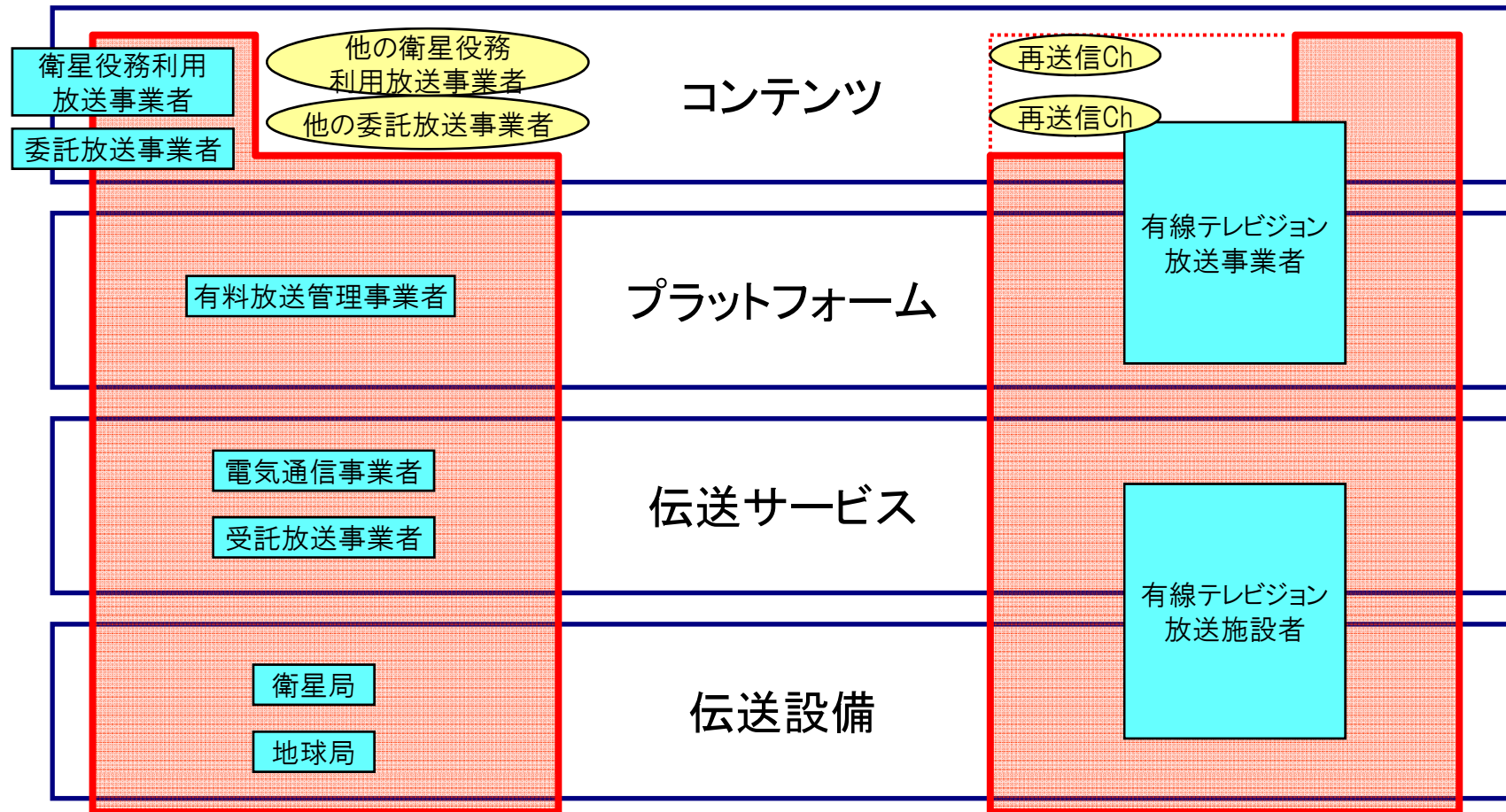
### 有線ラジオ放送法

 **スカパー!E2**  **スカパー!**  
SKY Perfect JSAT Group

 **スカパー!光**

# レイヤー型の法体系における放送サービス提供事業者の位置付け

レイヤー型の法体系となった場合、スカパー！とケーブルテレビとは、ほぼ同じレイヤーでサービスを提供していると言える



スカパー！

ケーブルテレビ

# 伝送サービス規律について

## ◆ 伝送サービス規律の一元化

- 同様のコンテンツを伝送するサービスについて、規律の一元化(競争条件の画一化)を図る方向で検討することに賛成。
- 但し、伝送サービスと類型化されるサービスの多くは伝送設備を保有したサービスとなり、必然的に伝送設備規律(現行の電波法等)の適用を受けることが想定されることから、伝送サービスだけを捉えて、電気通信事業法の規律に一元化することで良いかは、以下のポイント等も踏まえて検討が必要。
  - ▶ 電波の希少性や社会的影響力等を勘案して受委託制度が維持されているBS放送・東経110度CS放送に係る伝送サービスについては、外資規制や技術基準等の条件を他の伝送サービスと同一にして良いか
  - ▶ コンテンツ規律の検討において、「特別メディアサービス」に特有の規律適用を検討していることとの整合(コンテンツ規律に応じた伝送サービス規律にするか否か等)

# コンテンツ規律について①

## ◆ 「メディアサービス」の区分

- CSチャンネルは、基本的に有料かつ専門的であるため、公共的役割を担うことをそれほど求められていないと考える。そのような観点から、特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分することに賛成

## ◆ 「メディアサービス」に関する具体的規律

- 「特別メディアサービス」以外のその他のメディアサービスについては、多様なコンテンツ展開や事業展開が可能となるよう、規律の緩和を検討することが適当
- その他のメディアサービスについては、一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能となるよう、検討していただきたい
- BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送については、「特別メディアサービス」である地上デジタル放送を受信可能なデジタルテレビ（三波共用受信機）での受信が可能で、その普及台数が急激に伸びており、受信者保護等の観点から、緩和の程度について、個別に検討することが適当

## コンテンツ規律について②

### ◆ 表現の自由享有基準(マス排)

- その他のメディアサービスに係る「表現の自由享有基準」の合理化を検討することは適当
- BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送については、「特別メディアサービス」である地上デジタル放送を受信可能なデジタルテレビ(三波共用受信機)での受信が可能であり、その普及台数が急激に伸びていることから、合理化の程度について、個別に検討することが適当



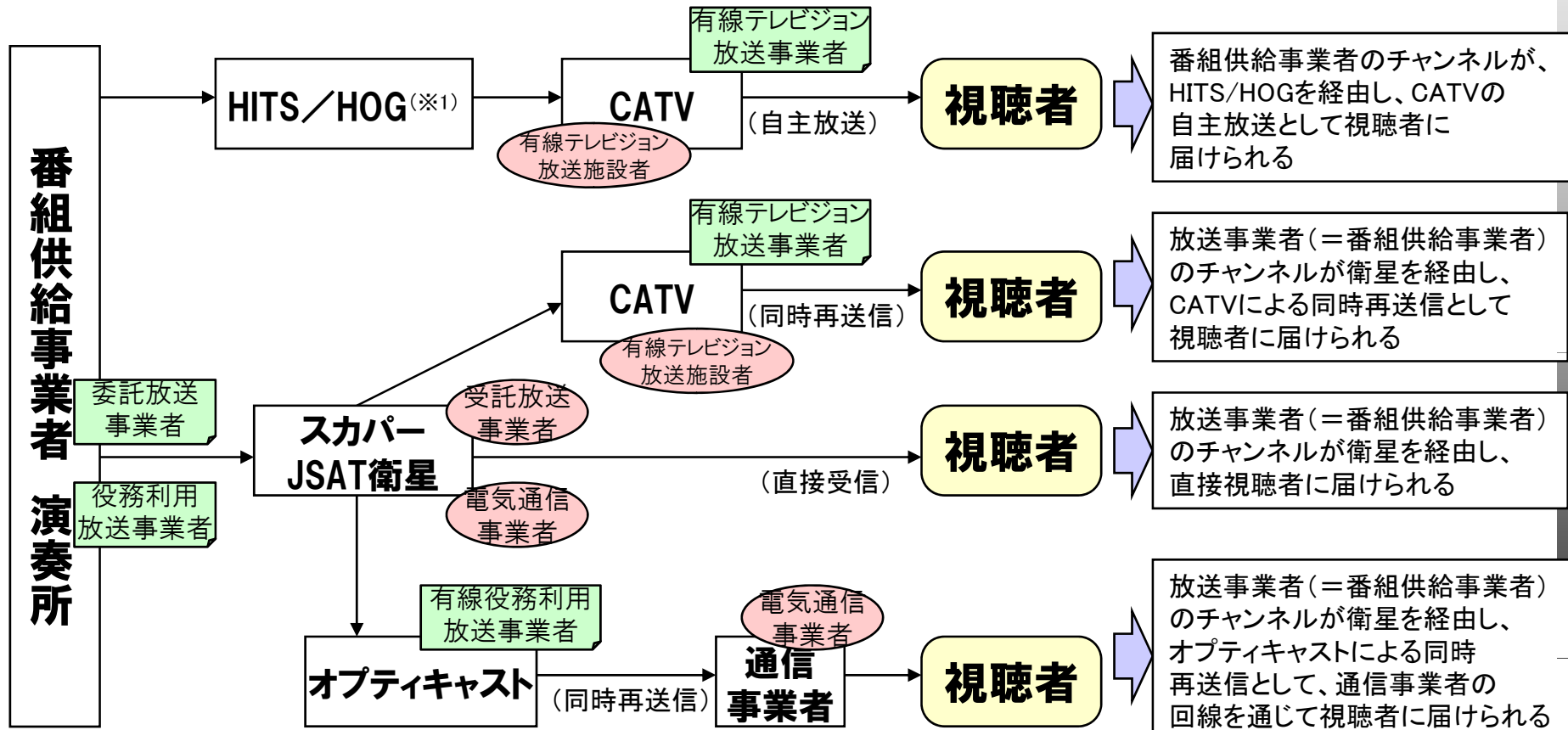
# プラットフォーム規律について

## ◆ その他検討すべき事項

- 現在、お客様がCSチャンネルを視聴したい場合、ケーブルテレビ事業者のサービス・料金とスカパー！各サービスのサービス・料金を比較して検討している
- 既存のプラットフォーム規律を新たな法体系に移行する際には、競合サービスであるケーブルテレビ事業者に対しても、放送プラットフォーム規律の適用を希望する

# 参考資料 CSチャンネルにおける「伝送サービス」

- ✓ 現在、CSチャンネルの伝送方法は多様化しており、視聴者から見れば同じCSチャンネルであっても、伝送路が違うことによって、適用される規律がそれぞれ違う
- ✓ 規律の見直しにあたっては、競合環境等を踏まえて検討を行い、競合事業者間の競争条件が同一になるようにしていただきたい



※1 衛星や通信事業者の回線を利用したデジタルCATV向けCSチャンネル配信サービス

# 参考資料

# スカパーサービスと現行法制度における主な規律

サービス区分	スカパー！（電気通信役務利用放送） 		スカパー！（受委託放送）／スカパー！e2（受委託放送） 		スカパー！光（電気通信役務利用放送） 		スカパー！光（チャンネルリース） 
事業者区分	電気通信事業者 	電気通信役務利用放送事業者（衛星役務利用放送） 	受託放送事業者 	委託放送事業者 	電気通信事業者	電気通信役務利用放送事業者（有線役務利用放送） 	有線テレビジョン放送事業者 
適用法	電気通信事業法／電波法	電気通信役務利用放送法	放送法／電波法	放送法	電気通信事業法	電気通信役務利用放送法	有線テレビジョン放送法
参入	登録	登録	無線局開設に係る免許	認定	登録	登録	届出
審査事項	・欠格事由	・欠格事由 ・経理的基礎及び技術的能力 ・権限に基づく設備利用の可否 ・総務省令に合致（集中排除原則）	・欠格事由 ・技術基準適合性 ・周波数の割り当てが可能であること。 ・財政的基礎 ・放送局の開設の根本的基準に合致	・欠格事由 ・受託放送役務を受けられること。 ・財政的基礎 ・総務省令に合致（集中排除原則） ・放送の普及及び健全な発達に適切	・欠格事由	・欠格事由 ・経理的基礎及び技術的能力 ・権限に基づく設備利用の可否 ・総務省令に合致	・なし
放送普及基本計画	—	—	—	適用	—	—	—
放送用周波数使用計画	—	—	適用	—	—	—	—
外資規制	なし	なし	有り(1/3)	有り(1/5)	なし	なし	なし
技術基準適合	電気通信事業法 ・事業用電気通信設備規則 ・端末設備等規則 電波法	電気通信役務利用放送法施行規則	電波法	なし	電気通信事業法 ・事業用電気通信設備規則 ・端末設備等規則 電波法	電気通信役務利用放送法施行規則	なし
料金	原則自由	届出	届出	届出	原則自由	届出	届出
契約約款				認可			
電気通信主任技術者選任義務	有り	なし	なし	なし	有り	なし	なし
役務提供義務	対電気通信役務利用放送事業者	対受信者	対委託放送事業者	対受信者	対電気通信役務利用放送事業者	対受信者	対受信者